

## ○鳥羽市都市計画審議会条例

昭和 46 年 3 月 25 日条例第 2 号  
改正

昭和 59 年 3 月 30 日条例第 4 号  
平成 7 年 10 月 5 日条例第 30 号  
平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号  
平成 15 年 12 月 25 日条例第 38 号  
平成 19 年 2 月 1 日条例第 1 号

### 鳥羽市都市計画審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 の規定に基づき、都市計画審議会の設置、組織及び運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 鳥羽市に都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じて、都市計画に関する次に掲げる事項について調査審議し及びこれらの事項に関して答申する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 5 人以上 15 人以内で組織する。

- 2 審議会に特別の事項を調査審議するために必要であるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は非常勤とする。

(任命)

第 5 条 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者、市議会議員のうちから市長が任命する。

2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会の委員を任命することができる。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により、副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事、その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第7条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会議)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係ある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(細則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営、その他必要な事項については審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳥羽市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員(市職員は除く)である者は、この条例による改正後の鳥羽市都市計画審議会条例の相当規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任命は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成15年12月25日条例第38号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。